えて行う等の加算額九、一〇〇億円、平成二六年度における法定加算額等六、六四八億円及び臨時財政対策のための特例加算額二兆六、四三八億三、一七五万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額二、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額一、七二九億円及び平成二〇年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二六年度から平成三八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八二七億三、六五〇万円を控除した額とすることとした。

㈡　平成二七年度から平成四一年度までの各年度における地方交付税の総額について、六一億円を加算することとした。

3　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第五条の二、第六条の二、第六条の三及び別表関係）

㈠　地域経済活性化に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」を設けることとした。

㈡　平成二六年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けることとした。

㈢　地方消費税率の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実に要する経費について、全額を基準財政需要額に算入することとした上で、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、児童虐待防止、自殺予防等に要する経費の財源を措置することとした。

㈣　特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置することとした。

㈤　住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置することとした。

㈥　環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置することとした。

㈦　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

㈧　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

4　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の三及び第七条の四関係）

㈠　当分の間の措置として、地方消費税率の引上げによる地方消費税及び地方消費税交付金の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとした。

㈡　平成二六年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

5　特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

平成二六年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

6　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一四条関係）

㈠　震災復興特別交付税に充てるため、平成二六年度分の地方交付税の総額に五、七二三億三、二二一万五、〇〇〇円を加算することとした。

㈡　平成二六年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈢　平成二六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈣　平成二六年度及び平成二七年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けることとした。

㈤　平成二六年度及び平成二七年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けることとした。

7　交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入規定の改正（特別会計に関する法律第二三条関係）

交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入規定に地方法人税の収入を追加することとした。

二　地方財政法の一部改正関係

1　平成二六年度から平成二八年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとした。（第三三条の五の二関係）

2　平成二一年度から平成二五年度までの間に公営企業の廃止等に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるために起こすことができることとされている地方債について、公営企業の廃止等を行うこと等を定めた計画を平成二六年五月三一日までに総務大臣に提出し、その承認を受けた地方公共団体にあっては、起こすことができる期間を平成二八年度までとすることとした。（第三三条の五の七関係）

3　当分の間の措置として、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われる公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができることとした。（第三三条の五の八関係）

三　地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正関係

地方交付税総額における特別交付税の割合について、平成二七年度までは六パーセント、平成二八年度においては五パーセントとする等、現行の経過措置を延長することとした。（附則第二条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（法律第六号）（国土交通省）

一　奄美群島振興開発特別措置法の一部改正関係

1　目的の改正

奄美群島における定住の促進を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2　基本理念及び責務の創設

奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにすることとした。（第二条及び第三条関係）

3　奄美群島振興開発基本方針

奄美群島振興開発基本方針に定める事項を追加することとした。（第四条関係）

4　奄美群島振興開発計画

奄美群島振興開発計画に定める事項について、3の奄美群島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うとともに、例示化することとした。（第五条関係）

5　交付金事業計画及びこれに基づく措置の創設

㈠　交付金事業計画の作成

鹿児島県は、交付金事業計画を作成することができることとし、当該交付金事業計画には、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で政令で定めるものに関する事項及び計画期間を記載するものとするほか、交付金事業計画の目標等を記載するよう努めるものとすることとした。（第八条関係）

㈡　交付金の交付等

鹿児島県は、交付金を充てて交付金事業計画に基づく事業の実施をしようとするときは、当該交付金事業計画をそれぞれの事業を所管する大臣に提出しなければならないこととし、国は、鹿児島県に対し、当該事業の実施に要する経費に充てるため、交付金を交付することができることとした。（第九条関係）